

2021年1月8日
企業年金業務室

行政手続きにおける押印の見直しについて (確定給付企業年金関連)

コロナ禍における働き方改革、テレワーク普及を背景にした、「行政が求める押印手続の見直し」について、厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号、令和2年12月25日公布・施行）、令和3年度与党税制改正大綱について、確定給付企業年金実務に関連する内容を以下にご案内いたします。

1. 押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について

(1).【通知】「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について」(年発 1225 第 1 号)・・・資料1

改正内容
<p>「確定給付企業年金法施行規則」（平成14年厚生労働省令第22号）</p> <p>以下に掲げる様式中、事業主の押印欄を削除する措置を講じたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第一号（労働組合の現況届） ・様式第二号（過半数代表者であることの証明書）

(2).【通知】「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」(年企発 1225 第 12 号)・・・資料2

改正内容
<p>「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」 (平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙5 企業年金基金監事監査規程要綱の様式中の「印」を削り、また、監査項目に記載されている「受付印を押印」を「受け付けたことを記載」に改正する。 ・様式A1から様式A13、様式B1から様式B13、様式E1および様式E3並びに様式F1から様式F3まで中、「印」を削る。
<p>「国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について」 (平成22年1月4日年企発0104第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙の確定給付企業年金(規約型企業年金)様式1及び別紙の確定給付企業年金(基金型企業年金)様式1を別添6のように改める。

(3)【事務連絡】「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について」・・・資料3

改正内容
「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」 (平成 22 年 4 月 28 日事務連絡)
・ 「(参考)別添 1 の確認事項の詳細内容」中の「押印を確認すること」を削除する。 ・ 「事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&A)」中、押印関連の「Q0-5」を削除する。

(4)経過措置について・・・資料4(対象様式)

改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする、となっております。

※仕掛中の届出や認可申請手続き等を考慮し、‘旧様式で押印したもの’や‘押印無しで手書きによる訂正がされていないもの’についても当面の間は認められることを厚生労働省宛確認済みです。

2. 税務関係書類における押印事務の見直し(予定)・・・資料5

令和3年度与党税制改正大綱(2020年12月21日閣議決定)のうち、確定給付企業年金に関連する概要について以下の通りとなります。

(1) 押印事務の見直し背景

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの削減や、感染症の感染拡大により、あらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負荷軽減のため、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務を廃止する。

(2) 「退職所得の受給に関する申告書」

退職金や企業年金制度等からの一時金について退職所得に該当する場合、退職者本人さまより「退職所得の受給に関する申告書」を提出いただいております。現状、以下のとおり『国税通則法』により押印が必要となっておりますが、改正が行われ押印義務が廃止される見通しです。

Q. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出する際に、なぜ退職者の印鑑を省略できないのですか？

A. 「国税通則法」の第124条(書類提出者の氏名及び住所の記載等)が根拠法になります。

「国税通則法」の第124条(要約)
国税に関する法律に基づき税務署長に申告書を提出する者は、当該書類にその氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。書類には、当該書類を提出する者が押印しなければならない。

※廃止には法改正が必要なため、今後、国会において審議される見通しです。
(税制改正大綱上は、令和3年4月1日以降に提出する源泉徴収関係書類について適用することとなっております)

(年発1225第1号)

年 発 1225 第 1 号
 令 和 2 年12月25日

地方厚生(支)局長
 日本年金機構理事長
 国民年金基金連合会理事長
 年金積立金管理運用独立行政法人理事長
 企業年金連合会理事長

} 殿

厚生労働省年金局長
 (公印省略)

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号。以下「改正省令」という。)(別添)が本日付で公布及び施行されたため通知する。改正省令の改正の内容等のうち、年金局に係る改正については下記のとおりである。貴職におかれては、その内容について十分御理解いただくとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。(なお、同計画においては、「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。)

これを踏まえ、国民や事業主等に対して、押印又は署名(以下「押印等」という。)を求めている手続について、国民や事業主等の押印等を不要とするため、厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)等について所要の改正を行ったもの。

第2 改正の内容

以下(1)から(16)に掲げる省令について、国民又は事業主等に対して押印等を求めている様式の押印欄及び押印等を求める規定を削除する等の措置を講じたこと。

(1) 厚生年金保険法施行規則

以下に掲げる様式中、事業主等の押印欄を削除する措置を講じたこと。

①様式第5号(厚生年金保険任意適用申請書)

- ②様式第6号(厚生年金保険任意適用取消申請書)
- ③様式第7号(厚生年金保険被保険者資格届・70歳以上被用者該当届)
- ④様式第7号の3(厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届)
- ⑤様式第7号の4(厚生年金保険被保険者資格喪失届・70歳以上被用者該当届)
- ⑥様式第8号(厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届)
- ⑦様式第9号(厚生年金保険被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届)
- ⑧様式第9号の2(厚生年金保険被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届)
- ⑨様式第10号の2(厚生年金保険被保険者氏名変更届)
- ⑩様式第36号(送付書)

(2) 老齢福祉年金支給規則(昭和34年厚生省令第17号)

老齢福祉年金の支給停止の解除の申請等を行う際に提出する届書等には、申請者等の押印等は不要としたこと(第12条の2関係)。

市町村長が口頭による請求を行う際に作成する請求書等の押印等は不要としたこと(第40条第2項関係)。

また、以下に掲げる様式中、受給権者等の押印欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第2号(老齢福祉年金所得状況届)
- ②様式第3号(老齢福祉年金被災状況届)
- ③様式第5号(老齢福祉年金支給停止関係届)
- ④様式第6号(国民年金証書再交付申請書)

(3) 国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

国民年金の資格取得の届出等を行う際に提出する届書等には、被保険者等の押印等は不要としたこと(第12条第1項、第26条及び第79条関係)。

また、以下に掲げる様式中、被保険者等の押印欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第3号(障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届)
- ②様式第4号(障害基礎年金・遺族基礎年金被災状況届)
- ③様式第16号(国民年金事務受託認可申請書)
- ④様式第19号(送付書)

(4) 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和61年厚生省令第17号)

国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令による改正前の国民年金法施行規則第16条等の規定によって提出する請求書等には、請求者等の押印は不要としたこと。

(5) 国民年金基金規則(平成2年厚生省令第58号)

国民年金基金規則第13条に規定する国民年金基金の加入の申出等を行う際に提出する届書等及び同令第23条に規定する請求書等には、加入員等の押印等は不要としたこと(第13条及び第23条関係)。

- (6) 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令（平成11年厚生省令第54号）
国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令第1項の規定によって提出する請求書の押印等は不要としたこと。
- (7) 確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）
以下に掲げる様式中、事業主等の押印欄を削除する措置を講じたこと。
①様式第一号（企業型年金規約承認申請に係る同意書）
②様式第二号（企業型年金規約変更申請に係る同意書）
③様式第三号（企業型年金規約変更届出に係る同意書）
④様式第四号（企業型年金終了承認申請に係る同意書）
⑤様式第五号（労働組合の現況届）
⑥様式第六号（過半数代表者であることの証明書）
⑦様式第七号（企業型年金に係る業務報告書）
⑧様式第八号（企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書）
⑨様式第十号（中小事業主の資格に関する現況届）
⑩様式第十一号（中小事業主掛金の拠出及び中小事業主掛金の額の決定に係る同意書）
⑪様式第十二号（中小事業主掛金の拠出対象者資格に係る同意書）
⑫様式第十三号（中小事業主掛金の額の変更に係る同意書）
⑬様式第十四号（中小事業主掛金の拠出をしないことに係る同意書）
⑭様式第十五号（中小事業主掛金に係る労働組合の現況届）
⑮様式第十六号（中小事業主掛金に係る過半数代表者であることの証明書）
- (8) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成14年厚生労働省令第170号）
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令第3条の規定によって提出する請求書等の押印等は不要としたこと。
- (9) 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）
以下に掲げる様式中、事業主の押印欄を削除する措置を講じたこと。
①様式第一号（労働組合の現況届）
②様式第二号（過半数代表者であることの証明書）
- (10) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）
特別障害給付金の認定の請求等を行う際に提出する請求書等の押印等は不要としたこと（第19条関係）。
市町村長が口頭による請求を行う際に作成する請求書等の押印等は不要としたこと（第20条第2項関係）。
また、以下に掲げる様式中、受給資格者等の押印欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第1号（特別障害給付金所得状況届）
②様式第2号（特別障害給付金被災状況届）
③様式第5号（送付書）

- (11) 年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号）
①別記様式第1（利害関係金融事業者に対する求職承認申請書）
②別記様式第2（金融事業者再就職者による依頼等の承認申請書）
③別記様式第3（金融事業者再就職者から依頼等を受けた場合の届出）
- (12) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第94号）
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則第1条第1項及び第2項の規定によって提出する書類の押印等は不要としたこと。
- (13) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第151号）
様式第2号（送付書）中「領収日付印」を削除する等の措置を講じたこと。
- (14) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第67号）
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則第25条等の規定によって提出する請求書の押印等は不要としたこと。
- (15) 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令（平成25年厚生労働省令第108号）
死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令第1条の規定によって提出する申出書の押印等は不要としたこと。
- (16) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成30年厚生労働省令第151号）
年金生活者支援給付金の認定の請求等を行う際に提出する請求書等の押印等は不要としたこと。
また、以下に掲げる様式中、受給資格者等の押印欄を削除する措置を講じたこと。
①様式第1号（高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届）
②様式第2号（障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届）
③様式第5号（送付書）

第3 経過措置

改正省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）については改正後の様式によるものとみなすこと。

また、この省令の施行の際既に配布されている旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

【別添】押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）

以上

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」【資料2】
(年企発1225第12号) ～抜粋

地方厚生(支)局長
厚生年金基金理事長 殿
企業年金連合会理事長

年企発1225第12号
令和2年12月25日

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)が本日公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知及び通知により定められた様式については、国民や事業主等の押印等を不要とする等、所要の改正を行いました。

つきましては、改正の内容は下記のとおりですので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図り遺漏のないようお願いいたします。

また、当局所管の法令に基づいて貴局、貴基金及び貴会が実施する手続のうち、慣習的に国民や事業主等に対して押印を求めている手続については、押印を求めないこととするとともに、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業主等に対して押印等を求めている場合においては、本通知を参考として、押印を求め手続の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第1 改正の内容

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ① 厚生年金基金が老齢年金給付費の政府負担を受ける場合の被保険者期間等の確認方法について(平成5年3月24日企国発第47号) 様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号
- ② 特例適格退職年金制度の施行に伴う厚生年金基金における業務の取扱い等について(平成5年4月16日企国発第55号・年数発第14号) 別添様式
- ③ 厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続きについて(平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号) 別添1の様式第2号から様式第2号の2エまで及び別添6
- ④ 厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係

る要件・手続等について(平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号) 別紙2の様式1から様式5まで、様式第7号及び様式第8号

- ⑤ 厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付事務の取扱いについて(平成23年6月29日年企発0629第1号) 別紙様式
- ⑦ 厚生年金基金が支給する年金の繰上げ支給を行う場合の老齢厚生年金の支給状況の確認方法について(平成25年5月15日年企発0515第1号) 別紙1

(2) 次に掲げる通知の様式中、「@」を削る。

- ① 厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について(平成21年12月25日年企発1225第2号) 別添の別紙1及び別紙3から別紙5まで
- ② 国の保有する厚生年金保険被保険者原簿記録の情報提供による存続厚生年金基金の加入員原簿の記録の整備等の事務処理について(平成26年11月28日年企発1128第1号) 様式1、様式4及び様式5

(3) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ① 厚生年金基金の解散等方針議決報告について(平成26年2月10日年企発0210第2号) 別添
- ② 厚生年金基金の解散又は代行返上(過去返上)の認可後の責任準備金相当額の納付について(平成28年3月22日年企発0322第1号) 別添
- ③ 厚生年金基金の解散の認可後における年金給付等積立金の預貯金での管理にかかる報告について(平成28年7月11日年企発0711第2号) 別紙1

(4) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて(昭和42年3月28日年企発第20号)
 - ・別添「厚生年金基金事務取扱い準則」の一部を別添1の新旧対照表のとおり改める。
 - ・別紙様式第45号を別添2のように改める。
 - ・別紙様式第46号及び別紙様式第48号中、「印」を削る。
 - ・別紙様式第47号中、「@」を削る。
- ② 厚生年金基金が支給する年金の支給停止を行う場合等の厚生年金保険の年金額等の確認方法について(平成7年2月28日企国発第30号)
 - ・様式第1号及び様式第2号中、「印」を削る。
 - ・様式第4号中、「@」を削る。
- ③ 厚生年金基金の業務報告書の様式について(平成10年10月14日企国発第30号)
 - ・別紙様式①中、「印」を削る。
 - ・別紙様式②を別添3のように改める。
- ④ 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について(平成13年9月27日企国発第18号)

様式2

(結果通知)
(元号) 年 月 日〇〇企業年金基金
理事長

〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇企業年金基金

監事

〇〇〇〇

監事

〇〇〇〇

定例監査の結果について

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に実施した標記の結果は、次のとおりであったから通知します。

記

年 月 日 時から 時まで

一	監査日時					
二	監査場所					
三	監査立会者					
四	監査対象					〇〇企業年金基金監事監査規程第〇条第〇号から第〇号までに掲げる事項
五	監査項目					別紙のとおり
六	監査結果					別紙のとおり
七	総評					

- ・別紙3、別紙5及び別紙6中、「印」を削る。
- ・別紙2を別添4のように改める。

- ⑤ 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）
- ・別紙5の様式1及び様式3中、「@」を削る。
 - ・別紙5の様式2を別添5のように改める。
 - ・様式A1から様式A13まで、様式B1から様式B13まで、様式E1及び様式E3並びに様式F1から様式F3まで中、「印」を削る。
- ⑥ 国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について（平成22年1月4日年企発0104第1号）
- ・別紙の確定給付企業年金（規約型企業年金）様式1及び別紙の確定給付企業年金（基金型企業年金）様式1を別添6のように改める。
- ⑦ 国の保有する住所情報の確定拠出年金への提供について（平成22年1月4日年企発0104第2号）
- ・別紙の確定拠出年金（企業型年金）様式1を別添7のように改める。
- ⑧ 「厚生年金基金加入員原簿等の記録の整備等の取り扱いについて」により突き合わせる記録が見つからない事案の取扱いについて（平成24年5月25日年企発0525第1号）
- ・別添を別添8のように改める。

第2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

別紙

(実施欄は実施した項目につき✓を付し、適否欄は該当するものを○で囲む)

共 通 事 項	監 査 項 目	実施	適 否	備 考
	1	文書受付簿を設け、受付処理経過を記入しているか		○ いる ○ いない
2	受付文書に当該文書を受け付けたことを記載しているか		○ いる ○ いない	
3	文書発送簿を設け、発送処理経過を記入しているか		○ いる ○ いない	
4	決裁又は供覧を確実にしているか		○ いる ○ いない	
5	処理は迅速に行われているか		○ いる ○ いない	
6	受託会社との協定事項は守られているか		○ いる ○ いない	
7	行政官庁に対する諸届の取扱は適正か		○ 適 ○ 否	
8	通達等関係書類の整理保管の状況		○ 適 ○ 否	
9	基金と実施事業所との連絡		○ 適 ○ 否	
10	完結書類の整理保管の状況		○ 適 ○ 否	
庶 務 関 係	1	理事会の会議録の整備状況		○ 適 ○ 否
	2	代議員会の会議録の整備状況		○ 適 ○ 否
	3	規約原簿の整備状況		○ 適 ○ 否
	4	基金原簿の整備状況		○ 適 ○ 否
	5	諸規程の整備状況		○ 適 ○ 否
	6	公印の保管状況		○ 適 ○ 否

決算関係監査調書

実施日時 (元号) 年 月 日 時～ 時
場 所

立会人署名 ○ ○ ○ ○
監 事 ○ ○ ○ ○
監 事 ○ ○ ○ ○

1 財務及び会計規程及びその運用
財務会計規程の制定

(元号) 年 月 日

事 項	該当の有無	内 容
資 産 固 定 資 産 保 管 の 状 況 放 棄 ・ 交 換 等		適・否 適・否
債 権 掛 金 等 債 権 管 理 の 状 況		適・否
出 納 出 納 員 の 任 命 交 替 の 手 続 事 務 日 常 の 発 生 現 金 の 取 扱 手 許 保 管 現 金 保 管 現 金 高 付 領 収 証 書 の 交 付 支 払 い の 方 法 小 切 手 小 切 手 の 取 扱 小 隔 前 金 算 出 数 物 品 の 管 理		適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
契 約 一 般 契 約 指 名 契 約 随 意 契 約		契 約 状 況 契 約 状 況 契 約 状 況 契 約 状 況
経 理 勘 定 区 分 会 計 科 目 計 帳 簿 結 算 定 元 帳 元 帳 補 助 簿 照 合 突 合 状 況		適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否

(注) 「該当の有無」欄には、該当するものに✓を付すること。

確定給付企業年金（規約型企業年金）

（様式1）

申 出 書

日本年金機構理事長 殿

当事業所は、日本年金機構から提供を受けた当事業所の実施する規約型企業年金の加入者であった者に係る住所情報等について、以下の事項を遵守し、実施いたします。

すべての実施事業所において定めている個人情報の保護及び管理に関して定めた規定の名称を記載して下さい。

（管理の原則）

1. 当事業所において、日本年金機構から提供される情報（以下「提供情報」という。）の利用に当たり、当事業所が個人情報の保護及び管理に関して定めた「△△△規程」等（以下「個人情報保護規程等」という。）に基づき、適切に管理を行うものとする。

（個人データ管理責任者の設置等）

2. 当事業所においては、提供情報の取扱いに従事する職員の服務等の監督及び提供情報の適切な取扱いに関する個人データ管理責任者を置く。

3. 個人データ管理責任者は、提供情報を取扱うことができる職員（以下「個人データ取扱者」という。）を指定する。

（監査責任者の設置）

4. 当事業所においては、提供情報の管理状況等を監査する責任者を置き、当該責任者は定期又は随時に提供情報の管理状況及び取扱状況等に関する監査を実施し、その結果を日本年金機構に報告する。

（利用の制限等）

5. 個人データ管理責任者及び個人データ取扱者（以下「取扱者等」という。）

は、提供情報の利用にあたっては、当事業所の実施する規約型企業年金の加入者であった者に対する裁定請求の勧奨に限り利用することとし、当該目的以外に利用しない。

6. 提供情報の取扱い（閲覧を含む。）は、取扱者等以外の職員は行わない。

7. 提供情報は、原則として複写複製等を行わない。ただし、目的を遂行する上で、複写複製等を行う場合には、個人データ管理責任者の指示に従い複写複製等を行うものとし、複写複製等を行った日及び目的等について台帳等に記録する。

8. 取扱者等は、7に定める複写複製等を行った場合は、当該複写複製物についても、本申出書の規定に準じた取扱いを行う。

（媒体の管理）

9. 提供情報を記録した媒体は、施設可能な保管庫に保管する。

10. 個人データ管理責任者は、9の保管庫の鍵を適切に管理するものとし、当該鍵の貸出状況等を台帳等に記録する。

11. 提供情報（電子媒体以外の媒体に記録された場合を含む。）を目的を遂行する上で外部に持ち出す場合は、施設可能な容器等を使用するものとし、当該持ち出し状況等を台帳等に記録する。

12. 提供情報及び7の所定の複写複製物が不要となり、消去又は廃棄（以下「廃棄等」という。）する場合には、個人データ管理責任者の指示に従い復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の廃棄等を行うものとし、その廃棄等の状況を台帳等に記録する。

13. 日本年金機構から、7、10、11及び12において作成された台帳等の写しの提出を求められた場合は、速やかに提出する。

（提供情報の安全保障等）

14. 当事業所は、提供情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存するとともに、アクセス記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

15. 当事業所は、提供情報の電子計算機処理を行う場合は、提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生しないよう電子計算機（基幹的サーバ等の機器も含む。）への外部からの不正アクセスの防止及びコンピュータウイルスの感染防止等必要な措置を講ずるものとする。

（電子計算機処理施設の管理）

16. 当事業所は、提供情報を取り扱う電子計算機処理施設（基幹的サーバ等の機器を設置する室等も含む。）への外部からの不正な侵入の防止等の保安等の必要な措置を講ずるものとする。

17. 日本年金機構から、14、15及び16の必要な措置について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

（事故発生時の体制等）

18. 提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生した場合には、速やかに、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、経過、被害状況等を日本年金機構に報告する。

（教育の実施）

19. 個人データ管理責任者は、個人データ取扱者が個人情報保護規程等遵守し、提供情報を適切に取り扱うために必要な教育を実施する。

（取扱者等の責務）

20. 取扱者等は、提供情報の利用に関連して知り得た秘密について、他に洩らさない。
なお、取扱者等が退職した後においても同様とする。

（第三者への提供等の制限）

21. 当事業所は、提供情報をその利用目的の達成に必要な範囲内において、第三者に提供する場合は、提供先との間で、本中出書の規定に準じた取扱いとする書面を交わすものとする。

（その他）

22. 日本年金機構から、提供情報の管理状況に係る調査及び必要な報告の依頼があった場合は、速やかに応じるものとする。

23. 本中出書に規定する事項に違反した場合には、日本年金機構からの情報の提供の中止等の必要な措置に応じるものとする。

24. 当事業所は、1の所定の規程のうち、本中出書に規定する事項に関連のある条項を改正しようとするときは、予め日本年金機構に協議する。

申請書の送付日をお記載してください。

(元号)〇年〇月〇日

(規約型確定給付企業年金の事業主)

すべての事業主名をお記載してください。

規約番号：〇規第〇〇〇〇〇〇号

〇〇株式会社

〇〇 〇〇

〇〇株式会社

〇〇 〇〇

確定給付企業年金（基金型企業年金）

（様式1）

申 出 書

日本年金機構理事長 殿

当基金は、日本年金機構から提供のあった当基金の加入者であった者に係る住所情報等について、以下の事項を遵守し、実施いたします。

企業年金基金において定めている個人情報の保護及び管理に関して定めた規程の名称を記載して下さい。

（管理の原則）

1. 当基金においては、日本年金機構から提供される情報（以下「提供情報」という。）の利用にあたり、当基金が個人情報の保護及び管理に関して定めた「△△△規程」等（以下「個人情報保護規程等」という。）に基づき、適切に管理を行うものとする。

（個人データ管理責任者の設置等）

2. 当基金においては、提供情報の取扱いに従事する職員の職務等の監督及び提供情報の適切な取扱いに関する個人データ管理責任者を置き、常務理事又は専務理事をもって充てる。
3. 個人データ管理責任者は、提供情報を取扱うことができる職員（以下「個人データ取扱者」という。）を指定する。

（監査責任者の設置）

4. 当基金においては、提供情報の管理状況等を監査する責任者を置き、当該責任者は定期又は随時に提供情報の管理状況及び取扱状況等に関する監査を実施し、その結果を日本年金機構に報告する。

（利用の制限等）

5. 個人データ管理責任者及び個人データ取扱者（以下「取扱者等」という。）

は、提供情報の利用にあたっては、当基金の加入者であった者に対する裁定請求の勧奨に限って利用することとし、当該目的以外に利用しない。

6. 提供情報の取扱い（閲覧を含む。）は、取扱者等以外の職員は行わない。
7. 提供情報は、原則として複写複製等は行わない。ただし、目的を遂行する上で、複写複製等を行う場合には、個人データ管理責任者の指示に従い複写複製等を行うものとし、複写複製等を行った日及び目的等について台帳等に記録する。
8. 取扱者等は、7に定める複写複製等を行った場合は、当該複写複製物についても、本申出書の規定に準じた取扱いを行う。

（媒体の管理）

9. 提供情報を記録した媒体は、施設可能な保管庫に保管する。
10. 個人データ管理責任者は、9の保管庫の鍵を適切に管理するものとし、当該鍵の貸出状況等を台帳等に記録する。
11. 提供情報（電子媒体以外の媒体に記録された場合を含む。）を目的を遂行する上で外部に持ち出す場合は、施設可能な容器等を使用するものとし、当該持ち出し状況等を台帳等に記録する。
12. 提供情報及び7の所定の複写複製物が不要となり、消去又は廃棄（以下「廃棄等」という。）する場合には、個人データ管理責任者の指示に従い復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の廃棄等を行うものとし、その廃棄等の状況を台帳等に記録する。
13. 日本年金機構から、7、10、11及び12において作成された台帳等の写しの提出を求められた場合は、速やかに提出する。

（提供情報の安全確保等）

14. 当基金は、提供情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存するとともに、アクセス記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

15. 当基金は、提供情報の電子計算機処理を行う場合は、提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生しないよう電子計算機（基幹的サーバ等の機器も含む。）への外部からの不正アクセスの防止及びコンピュータウイルスの感染防止等必要な措置を講ずるものとする。

（電子計算機処理施設の管理）

16. 当基金は、提供情報を取り扱う電子計算機処理施設（基幹的サーバ等の機器を設置する室等も含む。）への外部からの不正な侵入の防止等の保安等の必要な措置を講ずるものとする。

17. 日本年金機構から、14、15及び16の必要な措置について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

（事故発生時の体制等）

18. 提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生した場合は、速やかに、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、経過、被害状況等を日本年金機構に報告する。

（教育の実施）

19. 個人データ管理責任者は、個人データ取扱者が個人情報保護規程等を遵守し、提供情報を適切に取り扱うために必要な教育を実施する。

（取扱者等の責務）

20. 取扱者等は、提供情報の利用に関連して知り得た秘密について、他に洩らさない。
なお、取扱者等が退職した後においても同様とする。

（第三者への提供等の制限）

21. 当基金は、提供情報をその利用目的の達成に必要な範囲内において、第三者に提供する場合は、提供先との間で、本中出書の規定に準じた取扱いとする書面を交わすものとする。

（その他）

22. 日本年金機構から、提供情報の管理状況に係る調査及び必要な報告の依頼があった場合は、速やかに応じるものとする。

23. 本中出書に規定する事項に違反した場合には、日本年金機構からの情報の提供の中止等の必要な措置に応じるものとする。

24. 当基金は、1の所定の規程のうち、本中出書に規定する事項に関連のある条項を改正しようとするときは、予め日本年金機構に協議する。

申請書の送付日を記載してください。

(元号)〇年〇月〇日

企業年金基金名を記載してください。

基金番号：〇基第〇〇〇〇〇〇号

〇〇企業年金基金

理事長 〇〇 〇〇

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について」

事 務 連 絡
令和2年12月25日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が本日公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた事務連絡及び事務連絡により定められた様式については、国民や事業主等の押印等を不要とする等、所要の改正を行いました。

つきましては、改正の内容は下記のとおりですので、その内容につき御丁知いただくとともに、実施に当たっては、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図り漏漏のないようお願いいたします。

また、当職から発せられた事務連絡に基づいて貴局が実施する手続のうち、慣習的に国民や事業主等に対して押印を求めている手続については、押印を求めないこととするとともに、当職から発せられた事務連絡とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業主等に対して押印等を求めている場合においては、本事務連絡を参考として、押印を求める手続の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の内容

(1) 次に掲げる事務連絡の様式中、「@」を削る。

- ① 厚生年金基金に対する離婚分割移換金の徴収について（平成20年1月24日事務連絡） 別紙様式
- ② 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行の状況についての報告の提出等について（平成20年10月14日事務連絡） 別紙様式2

(2) 次に掲げる事務連絡の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22年4月28日事務連絡）
 - ・「(参考) 別添1の確認事項の詳細内容」及び「事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&A)」を別添1の新旧対照表のとおり改める。
- ② 受託保証型確定給付企業年金に関する承認申請等に係る事務処理について（平成23

年7月14日事務連絡)

- ・「(別添2) 確認事項の詳細内容」を別添2の新旧対照表のとおり改める。
- ③ 拠出金領収額の確認に関する情報提供依頼について（平成25年3月28日事務連絡）
 - ・別添1中、「印」を削る。
 - ・別添2中、「印」を削る。
 - ④ 厚生年金基金の代行部分の将来返上後に解散する場合の加入員等の同意について（平成25年9月18日事務連絡）
 - ・別添の別紙1中、「印」を削る。
 - ・別添の別紙3及び参考を別添3のように改める。
 - ⑤ 解散存続厚生年金基金の残余財産を他の制度へ交付又は移換する際の取扱いについて（平成26年12月11日事務連絡）
 - ・別紙様式4を別添4のように改める。
- (3) 国が国民に対して求めている届書等に係る押印の取扱いについて（平成11年1月29日事務連絡）は、本通知をもって廃止する。

第2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

新	旧
(参考) 別添1の確認事項の詳細内容	(参考) 別添1の確認事項の詳細内容
<p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について (略)</p> <p>3. 労働組合等の同意書</p> <p>3-1 労働組合の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 <p>(削除)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>3-2 過半数代表者の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ 自署であることを確認すること。 <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>4. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(3-1で添付を確認した場合に確認)</p> <p>4-1 労働組合の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第1号によるものであることを確認すること。 ○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号3(労働組合等の同意書)の作成日と同一であることを確認すること。 <p>(削除)</p>	<p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について (略)</p> <p>3. 労働組合等の同意書</p> <p>3-1 労働組合の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ <u>押印</u>を確認すること。 <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>3-2 過半数代表者の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ 自署であること及び<u>押印</u>を確認すること。 <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>4. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(3-1で添付を確認した場合に確認)</p> <p>4-1 労働組合の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第1号によるものであることを確認すること。 ○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号3(労働組合等の同意書)の作成日と同一であることを確認すること。 ○ <u>押印</u>を確認すること。

<p>(3-2で添付を確認した場合に確認)</p> <p>4-2 過半数代表者の証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第2号によるものであることを確認すること。 ○ 作成日は、書類番号3(労働組合等の同意書)の作成日以後であることを確認すること。 <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>12. 減額理由書・同意書</p> <p>(0-4減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-1 (略)</p> <p>(0-4減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-2 加入者2/3組織の労働組合の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 減額理由が書類番号5(給付設計書類・掛金計算書類)の内容と整合していることを確認すること。 ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 <p>(削除)</p> <p>(注1)～(注6) (略)</p> <p>(0-4減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-3 加入者2/3以上の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 減額理由が書類番号5(給付設計書類・掛金計算書類)の内容と整合していることを確認すること。 ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ <u>同意を得たことを証する書類</u>を確認すること。 ○ <u>集計表の同意件数と同意を得た加入者の数</u> 	<p>(3-2で添付を確認した場合に確認)</p> <p>4-2 過半数代表者の証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第2号によるものであることを確認すること。 ○ 作成日は、書類番号3(労働組合等の同意書)の作成日以後であることを確認すること。 ○ <u>押印</u>を確認すること。 <p>(略)</p> <p>12. 減額理由書・同意書</p> <p>(0-4減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-1 (略)</p> <p>(0-4減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-2 加入者2/3組織の労働組合の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 減額理由が書類番号5(給付設計書類・掛金計算書類)の内容と整合していることを確認すること。 ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ <u>押印</u>を確認すること。 <p>(注1)～(注6) (略)</p> <p>(0-4減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-3 加入者2/3以上の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 減額理由が書類番号5(給付設計書類・掛金計算書類)の内容と整合していることを確認すること。 ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ <u>自署</u>であること及び<u>押印</u>を確認すること。 ○ <u>集計表の同意件数と自署の数</u>を確認すること。
--	---

<p>を確認すること。</p> <p>○ 有効な同意の件数が加入者の2/3以上であることを確認すること。</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p><u>(注5) 同意を得たことを証する書類として、加入者が同意したことを自署により証した書類又は電磁的方法により加入者の同意を得たことを証した書類等を提出させること。</u></p> <p>(注6) (略)</p> <p>(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-4 加入者1/3組織の労働組合の同意</p> <p>○ 加入者の1/3以上で組織する労働組合があるかを確認し、当該労働組合がある場合には、添付を確認すること。</p> <p>○ 減額理由が書類番号5（給付設計書類・掛金計算書類）の内容と整合していることを確認すること。</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>と。</p> <p>○ 有効な同意の件数が加入者の2/3以上であることを確認すること。</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(注5) (略)</u></p> <p>(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-4 加入者1/3組織の労働組合の同意</p> <p>○ 加入者の1/3以上で組織する労働組合があるかを確認し、当該労働組合がある場合には、添付を確認すること。</p> <p>○ 減額理由が書類番号5（給付設計書類・掛金計算書類）の内容と整合していることを確認すること。</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p>○ <u>押印を確認すること。</u></p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(略)</p>
---	--

新	旧
<p>事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&A)</p> <p>作成日：平成22年5月31日</p> <p>全般について</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>Q0-5～Q0-8 (略)</p>	<p>事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&A)</p> <p>作成日：平成22年5月31日</p> <p>全般について</p> <p>(略)</p> <p>Q0-5</p> <p><u>同意書や減額同意書の押印について、シャチハタ印等でも可能であるか。また、サインによる署名は可能か。</u></p> <p>(回答)</p> <p><u>いわゆるゴム印については、証憑能力の問題等により、公的機関の多くでは認められていない状況となっている。本件は、老齢給付金等の給付の権利義務にかかる同意を行うものである以上、慎重な対応が必要である。</u></p> <p><u>なお、サインについては、いわゆる外資系の事業主等で慣行とされていることから、差し支えない。</u></p> <p>Q0-6～Q0-9 (略)</p>

新	旧
<p>(別添2) 確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について</p> <p>(略)</p> <p>2. 労働組合等の同意書</p> <p>2-1 労働組合の同意書</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>2-2 過半数代表者の同意書</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p>○ 自署であることを確認すること。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>3. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(2-1で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-1 労働組合の現況</p> <p>○ 規則様式第1号によるものであることを確認すること。</p> <p>○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号2(労働組合等の同意書)の作成日と同一であることを確認すること。</p>	<p>(別添2) 確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について</p> <p>(略)</p> <p>2. 労働組合等の同意書</p> <p>2-1 労働組合の同意書</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p>○ <u>押印を確認すること。</u></p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>2-2 過半数代表者の同意書</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p>○ 自署であること<u>及び押印</u>を確認すること。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>3. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(2-1で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-1 労働組合の現況</p> <p>○ 規則様式第1号によるものであることを確認すること。</p> <p>○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号2(労働組合等の同意書)の作成日と同一であることを確認すること。</p>

<p>(削除)</p> <p>(2-2で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-2 過半数代表者の証明書</p> <p>○ 規則様式第2号によるものであることを確認すること。</p> <p>○ 作成日は、書類番号2(労働組合等の同意書)の作成日以後であることを確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>○ <u>押印を確認すること。</u></p> <p>(2-2で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-2 過半数代表者の証明書</p> <p>○ 規則様式第2号によるものであることを確認すること。</p> <p>○ 作成日は、書類番号2(労働組合等の同意書)の作成日以後であることを確認すること。</p> <p>○ <u>押印を確認すること。</u></p> <p>(略)</p>
---	---

「確定給付企業年金法施行規則」(平成14年厚生労働省令第22号)

【様式第一号(労働組合の現況届)】

様式第一号(第二条関係)

労働組合の現況について

年 月 日現在の様記状況は次のとおりです。

1. 実施事業所名
2. 労働組合の名称
3. 当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の数
4. 当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち当該労働組合の組合員の数

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

厚生労働大臣(厚生(支)局長) 殿

実施事業所名

事業主名 印

住所

(A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」は、第9条(第13条において準用する場合を含む。)の規定による労働組合の同意を得る場合にあっては給付の額の算定に係る加入者とし、確定給付企業年金法施行令第50条第1項第2号及び同条第4項の規定による労働組合の同意の場合にあってはそれぞれ移転加入者及び移転加入者以外の加入者とする。
2. 「実施事業所」は、確定給付企業年金を実施しようとする場合にあっては、当該確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所とする。
3. 「厚生労働大臣(厚生(支)局長)」は、第11条の規定により地方厚生局長等に委任された権限に係る申請書又は届書に添付する場合にあっては管轄地方厚生局長等の名物を記載するものとし、それ以外の申請書又は届書に添付する場合にあっては厚生労働大臣と記載するものとする。

【様式第二号(過半数代表者であることの証明書)】

様式第二号(第三条第四項関係)

証 明 書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

1. 所 属
2. 役 職
3. 氏 名
4. 住 所
5. 選出方法

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

厚生労働大臣(厚生(支)局長) 殿

実施事業所名

事業主名 印

住所

(A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」は、確定給付企業年金法施行令第50条第1項第2号及び同条第4項の規定による移転加入者又は移転加入者以外の加入者の過半数を代表する者の同意を得る場合にあっては、それぞれ移転加入者及び移転加入者以外の加入者とする。
2. 「実施事業所」は、確定給付企業年金を実施しようとする場合にあっては、当該確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所とする。
3. 「厚生労働大臣(厚生(支)局長)」は、第10条の規定により地方厚生局長等に委任された権限に係る申請書又は届書に添付する場合にあっては管轄地方厚生局長等の名物を記載するものとし、それ以外の申請書又は届書に添付する場合にあっては厚生労働大臣と記載するものとする。

【別紙5】

様式1

(実施通知)

平成 年 月 日

〇〇企業年金基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇企業年金基金
監事 ○ ○ ○ ○ 印
監事 ○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年度における監査の実施計画について

本年度における監査を次により実施することとしましたので、通知します。

一 監査方針及び重点事項
当基金設立以後の運営の実績及び初年度の決算を総合して、基金財政が健全に推移しているか及び事業運営が適正に行われているかどうかについて。

二 監査の種類
定例監査 ○〇企業年金基金監事監査規程第〇条第〇号から第〇号までに掲げる事項を対象として監査します。

三 監査の回数及び実施時期
定例監査 一回平成〇〇年〇月〇日に実施する予定とします。ただし、特に必要がある場合には、随時特別監査を行います。

様式2

(結果通知)

平成 年 月 日

〇〇企業年金基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇企業年金基金
監事 ○ ○ ○ ○ 印
監事 ○ ○ ○ ○ 印

定例監査の結果について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施した標記の結果は、次のとおりであったから通知します。

記

一 監査日時	年 月 日	時から	時まで
二 監査場所			
三 監査立会者			
四 監査対象	〇〇企業年金基金監事監査規程第〇条第〇号から第〇号までに掲げる事項		
五 監査項目	別紙のとおり		
六 監査結果	別紙のとおり		
七 総評			

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)

別紙

(実施欄は実施した項目につきレを付し、適否欄は該当するものを○で囲む)

共 通 事 項	監査項目	実施	適否	備要
	1	文書受付簿を設け、受付処理経過を記入しているか		いる いない
2	受付文書に受付印を押印しているか		いる いない	
3	文書発送簿を設け、発送処理経過を記入しているか		いる いない	
4	決裁又は供覧を確実にしているか		いる いない	
5	処理は迅速に行われているか		いる いない	
6	受託会社との協定事項は守られているか		いる いない	
7	行政官庁に対する諸届の取扱は適正か		適 否	
8	通達等関係書類の整理保管の状況		適 否	
9	基金と実施事業所との連絡		適 否	
10	完結書類の整理保管の状況		適 否	
庶 務 関 係	1	理事会の会議録の整備状況	適 否	
	2	代議員会の会議録の整備状況	適 否	
	3	規約原簿の整備状況	適 否	
	4	基金原簿の整備状況	適 否	
	5	諸規程の整備状況	適 否	
	6	公印の保管状況	適 否	

決算関係監査調査書

実施日時 平成 年 月 日 時～ 時
場 所

立会人署名印 ○ ○ ○ ○ 印
監 事 ○ ○ ○ ○ 印
監 事 ○ ○ ○ ○ 印

1 財務及び会計規程及びその運用
財務会計規程の制定

平成 年 月 日

事 項	該当の有無	内 容
資 産		
固 定 資 産		
保 管 の 状 況		適・否
放 棄 ・ 交 換 等		適・否
債 権		
掛 金 等 債 権 管 理 の 状 況		適・否
出 納		
出 納 員 の 任 命		適・否
交 替 の 手 続		適・否
事 故 の 発 生 理 由		適・否
日 常 の 処 理		適・否
現 金 の 取 扱		適・否
手 許 保 管 現 金		適・否
保 管 現 金 高		適・否
額 取 証 書 の 交 付		適・否
の 領 取		適・否
支 払 い の 方 法		適・否
小 切 手		適・否
現 金 払 用		適・否
併		適・否
小 切 手 の 取 扱		適・否
隔 地 払 込		適・否
前 金 払 込		適・否
概 算 払 込		適・否
物 品 の 管 理		適・否
契 約		
一 般 競 争 契 約		適・否
指 名 競 争 契 約		適・否
随 意 契 約		適・否
そ の 状 況		適・否

【別紙5】

様式3

「監事意見書」の記載例

〔適正と認められる場合〕

〇〇企業年金基金の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 事業年度の貸借対照表、損益計算書、積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類及び事業報告書について監査を行った結果、これらの財務諸表は、平成 年 月 日現在の財政状況及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示しているものと認められ、この基金が制定している財務及び会計規程並びにその運用は、法令に準拠しているものと認められた。

平成 年 月 日

〇〇企業年金基金
 監事 ○ ○ ○ ○ ㊟
 監事 ○ ○ ○ ○ ㊟

様式3

〔不備な点もあるが適正と認められる場合〕

〇〇企業年金基金の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 事業年度の貸借対照表、損益計算書、積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類及び事業報告書について監査を行った結果、これらの財務諸表は、下記の事項を除き平成 年 月 日現在の財政状況及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示しており、この基金が制定している財務及び会計規程並びにその運用は、法令に準拠しているものと認められた。

記

1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

平成 年 月 日

〇〇企業年金基金
 監事 ○ ○ ○ ○ ㊟
 監事 ○ ○ ○ ○ ㊟

様式3

〔不適正な場合〕

〇〇企業年金基金の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 事業年度の貸借対照表、損益計算書、積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類及び事業報告書について監査を行った結果、下記事項が認められ、これらの事項が財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、上記の財務諸表は、平成 年 月 日現在の財政状況及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示していないものと認められた。

記

1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

平成 年 月 日

〇〇企業年金基金
 監事 ○ ○ ○ ○ ㊟
 監事 ○ ○ ○ ○ ㊟

様式A1

(規約型企業年金規約承認申請書)

		第	号
		平成	日
		年	
		月	
厚生労働大臣 又は 〇〇〇〇厚生(支)局長 殿			
		住 所	
		事業所名称	
		事業主名	印
規約型企業年金規約承認申請書			
標記について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。			
記			
1. 規約型企業年金規約(案)			
2. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書			
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書			
4. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類			
5. 資産管理運用契約に関する書類			
6. 労働協約等の写し			
7. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類			
8. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯			
9. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類			

様式A2

(規約変更承認申請書)

		第	号
		平成	日
		年	
		月	
厚生労働大臣 又は 〇〇〇〇厚生(支)局長 殿			
		申請者	規約番号
		住 所	
		事業所名称	
		事業主名称	印
規約型企業年金規約変更承認申請書			
標記について、確定給付企業年金法第6条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。			
記			
1. 規約の一部を変更する規約(案)			
2. 規約変更理由書			
3. 新旧対照条文			
4. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書			
5. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書			
6. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯			
7. その他必要な書類			

様式A3

(規約変更届出書)

			第	号
			平成	日
			年	
			月	
〇〇厚生(支)局長 殿				
			申請者	規約番号
				住 所
				事業所名称
				事業主名称
				印
規約型企業年金規約変更届出書				
標記について、確定給付企業年金法第7条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。				
記				
1. 規約の一部を変更する規約(案)				
2. 規約変更理由書				
3. 新旧対照条文				
4. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書				
5. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書				
6. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯				
7. その他必要な書類				

様式M

(規約型企業年金の統合承認申請書)

			第	号
			平成	日
			年	
			月	
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿				
			申請者	規約番号
				住 所
				事業所名称
				事業主名称
				印
			申請者	規約番号
				住 所
				事業所名称
				事業主名称
				印
規約型企業年金の統合承認申請書				
上記申請者が実施する規約型企業年金を統合することについて、確定給付企業年金法第74条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。				
記				
1. 統合された規約型企業年金の規約(案)				
2. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書				
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書				
4. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類				
5. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯				
6. 承認前の制度の規約				
7. その他必要な書類				

様式A5

(規約型企業年金の分割承認申請書)

	第 平成 年 月 日	号 日
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿		
申請者	規約番号	
	住 所	
	事業所名称	
	事業主名称	印
規約型企業年金の分割承認申請書		
規約型企業年金を次のように分割することについて、確定給付企業年金法第75条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。		
分割後の規約型企業年金を実施する事業主		
(1) 住 所		
事業所名称		
事業主名称		
(2) 住 所		
事業所名称		
事業主名称		
記		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働組合等の同意 2. 分割された規約型企業年金の規約 3. 分割された規約型企業年金の給付設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類 4. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯 5. 承認前の制度の規約 6. その他必要な書類 		

様式A6

(規約型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書)

	第 平成 年 月 日	号 日
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿		
申請者	規約番号	
	住 所	
	事業所名称	
	事業主名称	印
規約型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書		
次に掲げる規約型企業年金の権利義務の移転(承継)について、確定給付企業年金法第79条第1項(第2項)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務の移転を申し出ようとする規約型企業年金の実施事業所の事業主の名称及び規約番号 2. 権利義務を承継しようとする規約型企業年金の実施事業所の事業主の名称及び規約番号(実施していない場合は事業主の名称のみ) 3. 移転する権利義務の限度 		
記		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書 2. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書 3. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯 4. その他必要な書類 		

様式A7

(規約型企業年金終了承認申請書)

				第	号		
				平成	年	月	日
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿							
				申請者	住	所	
					事業所名称		
					事業主名称		印
〇〇規約型企業年金終了承認申請書							
標記について、確定給付企業年金法施行規則第97条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。							
記							
1. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書							
2. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書							
3. 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類							
4. 終了後における財産の処分の方法							
5. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯							
6. その他必要な書類							

様式A8

(規約型企業年金財産目録等の承認申請書)

				第	号		
				平成	年	月	日
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿							
				清算人	住	所	
					氏	名	印
〇〇規約型企業年金財産目録等承認申請書							
下記の規約型企業年金について、確定給付企業年金法施行令第60条の規定に基づき、財産の状況について調査を行った結果、別添の財産目録及び貸借対照表のとおりとなりましたので、承認申請します。							
記							
規約番号							
住 所							
事業所名称							
事業主名称							

様式A9

(規約型企業年金決算報告書承認申請書)

第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇厚生(支)局長 殿

清算人 住 所
氏 名 印

清算終了に伴う決算報告書の承認申請書

下記の規約型企業年金について、確定給付企業年金法施行令第63条の規定に基づき、別添の決算報告書について承認申請します。

記

規約番号
住 所
事業所名称
事業主名称

様式A10

(規約型実施事業所の減少に関する承認申請書)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住 所
事業所名称
事業主名称 印

実施事業所の減少に関する承認申請書

標記について、確定給付企業年金法第78条の2の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 減少させようとする実施事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意書
2. 掛金の納付を怠った理由についての弁明の内容を記載した書類
3. 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類
4. その他必要な書類

様式A11

(特別算定承認申請書)

第 年 月 日
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号
住 所
事業所名称
事業主名称 印

特別算定承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)第3条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式A12

(特別算定方法変更承認申請書)

第 年 月 日
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号
住 所
事業所名称
事業主名称 印

特別算定方法変更承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)第4条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法変更理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式A13

(特別算定方法中止届出書)

第 平成 年 月 日	号
厚生労働大臣 殿	
申請者 規約番号 住 所 事業所名称 事業主名称	印
特別算定方法中止届出書	
標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)第5条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。	
記	
特別算定方法中止理由書	

様式B1

(企業年金基金設立認可申請書)

第 平成 年 月 日	号
厚生労働大臣 殿	
申請者 住 所 事業所名称 事業主名称	印
企業年金基金設立認可申請書	
企業年金基金の設立について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。	
記	
<ol style="list-style-type: none">1. 基金型企業年金規約(案)2. 加入者となる者の数を示した書類3. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書4. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書5. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類6. 基金資産運用契約に関する書類7. 労働協約等の写し8. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類9. 労使合意に至るまでの経緯10. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	

様式B2

(規約変更認可申請書)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣
又は
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名 印

企業年金基金規約変更認可申請書

標記について、確定給付企業年金法第16条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 規約の一部を変更する規約(案)
2. 規約変更理由書
3. 新旧対照条文
4. 代議員会会議録の謄本又は抄本
5. その他必要な書類

様式B3

(規約変更届出書)

第 号
平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名 印

企業年金基金規約変更届出書

標記について、確定給付企業年金法第17条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 規約の一部を変更する規約(案)
2. 規約変更理由書
3. 新旧対照条文
4. 代議員会会議録の謄本又は抄本
5. その他必要な書類

様式B4

(企業年金基金合併認可申請書)

第 平成	年	月	号 日
厚生労働大臣 殿			
申請者	基金番号		
住 所			
基金名称			
理事長名	印		
企業年金基金合併認可申請書			
次に掲げる企業年金基金との合併について、確定給付企業年金法第76条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併しようとする基金の名称、基金番号及び加入者の数 2. 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称 			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併により設立される基金規約(案) 2. 合併により設立される基金の給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類 3. 代議員会会議録 4. その他必要な書類 			

様式B5

(企業年金基金分割認可申請書)

第 平成	年	月	号 日
厚生労働大臣 殿			
申請者	基金番号		
住 所			
基金名称			
理事長名	印		
企業年金基金分割認可申請書			
企業年金基金を次のように分割することについて、確定給付企業年金法第77条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 分割しようとする基金の名称及び基金番号 2. 分割により設立される基金の名称、住所及び加入者となる者の数又は分割存続する基金の名称及び加入者となる者の数 3. 分割により設立される基金が承継する権利義務の限度 			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 分割により設立される基金規約(案) 2. 分割により設立される基金の給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類 3. その他必要な書類 			

(基金型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書)

第 平成 年 月 日	号 日
厚生労働大臣 殿	
申請者 基金番号 住 所 基金名称 理事長名	印
基金型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書	
次に掲げる基金型企業年金の権利義務の移転(承継)について、確定給付企業年金法第79条第1項(第2項)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務の移転を申し出ようとする企業年金基金の名称及び基金番号 2. 権利義務を承継しようとする企業年金基金の名称及び基金番号(実施していない場合は基金の名称のみ) 3. 移転する権利義務の限度 	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 代議員会の会議録 2. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯 3. その他必要な書類 	

(企業年金基金解散認可申請書)

第 平成 年 月 日	号 日
厚生労働大臣 殿	
申請者 基金番号 住 所 基金名称 理事長名	印
企業年金基金解散認可申請書	
標記について、確定給付企業年金法第85条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 解散理由 2. 認可申請前1ヶ月以内の財産目録及び貸借対照表 3. 認可申請前1ヶ月以内の積立金の額並びに当該時点を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額及びその算定の基礎となった書類 4. 解散後における財産の処分方法 5. 基金の事業を継続することが不可能となったことを証する書類(基金の事業の継続が不可能となったことを理由に解散する場合) 6. 企業型年金の資産管理機関に残余財産を移換する場合は、加入者の1/2以上の同意を得たことを証する書類(確定拠出年金に資産を移換する場合) 7. 代議員会会議録の謄本又は抄本 	

様式B8

(企業年金基金財産目録等承認申請書)

第 平成 年 月 日 号

〇〇〇〇厚生(支)局長 殿

清算人 住 所 氏 名 印

企業年金基金の解散に伴う財産目録等承認申請書

下記の企業年金基金について、確定給付企業年金法施行令第60条の規定に基づき、財産の状況について調査を行った結果、別添の財産目録及び貸借対照表のとおりとなりましたので、承認申請します。

記

基金番号
住 所
基金名称
理事長名

様式B9

(企業年金基金決算報告書承認申請書)

第 平成 年 月 日 号

〇〇厚生(支)局長 殿

清算人 住 所 氏 名 印

清算終了に伴う決算報告書の承認申請書

下記の企業年金基金について、確定給付企業年金法施行令第63条の規定に基づき、別添の決算報告書のとおり承認申請します。

記

基金番号
住 所
基金名称
理事長名

様式B10

(企業年金基金実施事業所の減少に関する認可申請書)

第 平成 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名 印

実施事業所の減少に関する認可申請書

標記について、確定給付企業年金法第78条の2の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 加入者となる者の数を示した書類
2. 掛金の納付を怠った理由についての弁明の内容を記載した書類
3. 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類
4. 代議員会会議録の謄本又は抄本
5. その他必要な書類

様式B11

(特別算定承認申請書)

第 平成 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名 印

特別算定承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)第3条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式B12

(特別算定方法変更承認申請書)

第 平成 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名 印

特別算定方法変更承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)第4条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法変更理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式B13

(特別算定方法中止届出書)

第 平成 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名 印

特別算定方法中止届出書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)第5条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

特別算定方法中止理由書

様式E1

(規約型企業年金規約承認申請書) <加入者が存在しない場合>

		第	号
		平成	年 月 日
〇〇〇〇厚生(支)局長			
		住 所	
		事業所名称	
		事業主名	印
規約型企業年金規約承認申請書 (閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合) (閉鎖型受託保証型確定給付企業年金)			
標記について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。なお、本申請により実施しようとする確定給付企業年金には加入者が存在しないことを申し添えます。			
記			
1. 規約型企業年金規約(案)			
2. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書			
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書			
4. 適格退職年金規約			
5. 掛金の計算の基礎を示した書類			
6. 資産管理運用契約に関する書類			
7. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類			

(注) 閉鎖型受託保証型確定給付企業年金規約の承認申請の場合、5. の書類の提出を要しない。

様式E3

(規約型企業年金規約承認申請書)

		第	号
		平成	年 月 日
〇〇〇〇厚生(支)局長			
		住 所	
		事業所名称	
		事業主名	印
規約型企業年金規約承認申請書 (受託保証型確定給付企業年金(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。))			
標記について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。			
記			
1. 規約型企業年金規約(案)			
2. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書			
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書			
4. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類			
5. 労働協約等の写し			
6. 退職金規程及び退職手当制度の適用範囲を証する書類			
7. 労使合意に至るまでの経緯			
8. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類			

様式F1

(規約型企業年金支払終了報告書)

	第 平成 年 月 日 号
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿	
規約番号 住 所 事業所名称 事業主名	印
規約型企業年金 支払終了報告書	
<p>下記の規約型企業年金について、全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給が完了し、また、加入者が存在せず、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金(以下、「支払終了企業年金」という。)になることが確認されたことを報告します。 併せて、清算人候補についても下記のとおり報告します。</p>	
記	
1. 支払終了企業年金	
規 約 番 号	
住 所	
事 業 所 名 称	
事 業 主	
2. 支払終了日	
支 払 終 了 日	
3. 清算人候補	
氏 名	
住 所	
現 職	

様式F2

(支払終了企業年金清算人退任届)

	第 平成 年 月 日 号
〇〇〇〇厚生(支)局長 殿	
規約番号 住 所 事業所名称 事業主名	印
支払終了企業年金 清算人退任届	
<p>確定給付企業年金法施行規則第102条に基づき、下記の支払終了企業年金の清算人から清算が完了し、退任する旨の連絡があったため、清算人の退任について届出ます。</p>	
記	
1. 支払終了企業年金	
規 約 番 号	
住 所	
事 業 所 名 称	
事 業 主	
2. 清算人	
氏 名	
住 所	

様式F3

(支払終了企業年金清算人変更届)

第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇厚生(支)局長 殿

規約番号
住 所
事業所名称
事業主名 印

支払終了企業年金 清算人変更届

確定給付企業年金法施行規則第102条に基づき、下記の支払終了企業年金の清算人が死亡等した旨について届出ます。

併せて、清算人候補についても下記のとおり報告します。

記

1. 支払終了企業年金

規 約 番 号	
住 所	
事 業 所 名 称	
事 業 主	

2. 清算人

氏 名	
住 所	

3. 清算人候補

氏 名	
住 所	
現 職	

令和3年度税制改正大綱(令和2年12月21日閣議決定)～抜粋

一 個人所得課税

4 その他

(7)給与等、退職手当等又は公的年金等(以下「給与等」という。)の支払を受ける者が、給与等の支払をする者に対し、次に掲げる源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払をする者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

⑧退職所得の受給に関する申告書

(注)上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用する。